

盛岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成16年10月20日 市長決裁

改正 平成18年 1 月17日

改正 平成19年 7 月26日

改正 平成27年 2 月12日

改正 平成28年 3 月15日

改正 平成30年 1 月 5 日

改正 平成31年 3 月29日

改正 令和 2 年 6 月18日

改正 令和 7 年 2 月17日

(目的)

第1 この要綱は、高齢者、知的障害者及び精神障害者の自己決定の尊重と福祉の増進を図るため、成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(要支援者)

第2 市長が第3に定める支援事業を行うことができる者（以下「要支援者」という。）は、市の区域内に住所を有する者のうち、次のとおりとする。

- (1) 65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要が認められるもの及び介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する市の住所地特例対象被保険者を含む。）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項及び第4項により、市が介護給付費等の支給決定を行っている者を含む。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（障害者総合支援法第19条第3項及び第4項により、市が介護給付費等の支給決定を行っている者を含む。）

(支援事業)

第3 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）
- (2) 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記4第3項第3号アに規定する市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号）別記1－4に規定する知的障害者又は精神障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費のうち、審判請求に要する経費

(以下「審判費用」という。)の負担

(3) 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の全部又は一部についての助成金の交付

(審判請求の必要性の調査)

第4 市長は、審判請求を行うにあたり次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 要支援者の事理を弁識する能力の程度

(2) 要支援者の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否

(3) 親族等がある場合にあっては、親族等による要支援者保護の可能性及び親族等が第5各号に規定する審判の請求を行う意思の有無

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の結果を総合的に勘案して必要があると認めるときは、審判の請求を行うものとする。

(審判請求の種類)

第5 審判請求の種類は、次のとおりとする。

(1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条)

(2) 保佐開始の審判(民法第11条)

(3) 保佐人の同意を要する行為に関する審判(民法第12条第2項)

(4) 保佐人への代理権付与の審判(民法第876条の4第1項)

(5) 補助開始の審判(民法第14条第1項)

(6) 補助人の同意を要する行為に関する審判(民法第16条第1項)

(7) 補助人への代理権付与の審判(民法第876条の9第1項)

(審判費用の求償)

第6 市長は、第3第2号の規定により負担した審判費用に関し、当該要支援者の収入、資産等の状況から審判費用の全部又は一部を当該要支援者に負担させることが適当であると認めたときは、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第28条に規定する家庭裁判所の命令を求める申立を行うものとする。

2 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該要支援者に審判費用の全部又は一部を求償するものとする。

(成年後見人等への報酬費用の助成等)

第7 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)のうち、次に掲げる者が負担する成年後見人等への報酬の全部又は一部について助成金を交付することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者

(2) 以下に掲げる条件を全て満たし、資産、収入等の状況から前号に準じると市長が認める者

① 市町村民税非課税であること

② 収入及び資産（現金・預貯金等）から報酬額を控除したとき、資産が50万円以下となる者

③ 居住する家屋、その他日常に必要な財産以外に活用できる財産がない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に定める要件を満たしている成年被後見人等が助成金の交付を受ける前に死亡した場合においては、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた成年後見人等に対して、当該付与するとされた報酬の全部又は一部について助成金を交付することができる。

3 前2項の規定に関わらず、成年後見人等が配偶者又は4親等内の親族である場合は、当該成年後見人等への報酬に係る助成は行わない。

（報酬費用の助成申請等）

第8 助成金の交付を受けようとする成年被後見人等又は成年後見人等は、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定し、当該申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（報告の義務）

第9 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは直ちに市長に報告しなければならない。

(1) 収入及び資産状況が変化したとき

(2) 成年後見人等に対する報酬の額に変更があったとき

(3) 成年後見人等に異動又は変更があったとき

(4) 成年後見等が終了したとき

（助成金の返還）

第10 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、直ちにその者に対して助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 第7に定める報酬費用の助成のうち、審判請求により選任された成年後見人等以外への報酬に係る助成については、令和7年4月1日以降の報酬を対象とする。